

ヘーゲルの労働観

——とくに道具と機械の問題をめぐる——

高 柳 良 治

I

ヘーゲルは『法哲学』(1821年)の市民社会論を「A欲望の体系」「B司法活動」および「C福祉行政(Polizei)と職業団体」の三節に分けて展開し、近代市民社会の基本性格を「欲望の体系」としてとらえた。そして「欲望の体系」においては、主観的利己心の「弁証法的運動」がおこなわれ、その結果、「各人は自分のために取得し生産し享受しながら、まさにこのことによって他の人々の享受のために生産し取得することになる」という⁽¹⁾。ヘーゲルは市民社会の基本性格を、自立的な生産者の社会的分業として把握したのであ⁽²⁾ったけれども彼は、同時に、この近代的諸個人とその社会が必然的にはらまざるをえない固有の問題をも見抜いていた。つまり、彼によれば、市民社会の発展は自立的生産者の両極分解と貧富の分裂をもたらさずにはいないのである。「福祉行政と職業団体」のなかには、つぎのような周知の一節が含まれている。すなわち、「市民社会が妨げられることなく活動していれば、市民社会はその内部において人口と産業の発展途上にある。——人間のもろもろの欲望を通して人間の連関が普遍化することによって、またこれらの欲望を満たす手段を作製調達する方法が普遍化することによって、富の蓄積が増大する。——というのは、この二重の普遍化から最大の利益が得られるからである。——しかしこれは一面であり、他面では特殊な労働の個別化と制限(Beschränktheit)とが増大するとともに、この労働に縛りつけられた階級の隷属と窮乏とが増大し、これと関連してこの階級はそのもろもろの能力、とくに市民社会の精神的な便益を感受し、享受する能力を失う⁽³⁾」。ヘーゲルの名高い「賤民(Pöbel)」の規定はこのあとの節でおこなわれ、あわせて「不釣合な富」の

(1) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, 4. Aufl., hrsg. von J. Hoffmeister, Hamburg, 1955, § 199. 以下『法哲学』の訳文は藤野・赤沢訳『法の哲学』にしたがっているが、若干の変更がある。

(2) 「利己主義を原理とする生産者=所有者としての自立的諸個人の、分業と交換を媒介とする社会的関係に成立するものとしての市民社会把握——細見英「ヘーゲル市民社会論とマルクス」『立命館経済学』, 第11巻第1・2合併号, 1962年, 212頁。

(3) Hegel, *op.cit.*, § 243.

「少数者の手中」への集中という事実が指摘される。こうして、市民社会は「富の過剰にもかわらず、十分には富んでいないこと、すなわち貧困の過剰と賤民の出現を防止する⁽⁴⁾に足りる固有の資産を具えていないこと」が説かれるに至るのである。

貧富の分裂を指摘する上記の一節は、市民社会の基本的矛盾にたいするヘーゲルの深い洞察を物語るものとしてしばしば言及される。たしかにこの一節にはヘーゲルの思惟の徹底性が示されている。それはまた、彼の視野がドイツ的現実を超えていたことの証左ともなるであろう。しかしながら、彼の論述はあまりに簡潔であって、分業と交換を媒介とする自立的生産者の社会としての市民社会から、貧富の分裂をうちにはらむところの「階級社会」としてのそれへの転化の論理にかんしては、ほとんど見るべき展開がおこなわれていない。ヘーゲルの叙述が、市民社会の先進国イギリスにおいてすでに露呈しつつあった事実の実証主義的な描写にとどまった、とされる所以である。貧富の分裂を招来せざるをえない「階級社会」としての市民社会にかんして、ヘーゲルはどのようなイメージを抱いていたのか。そのさいに、彼にとって何が問題であったのか。私は、本稿で、『人倫の体系』(1802年)、『1803・4年の講義』——以下『講義Ⅰ』と略記——および『1805・6年の講義』——『講義Ⅱ』と略記——を主たる資料として、ヘーゲルの経済学的見解を紹介しつつ、これらの問題について考えてみたい。イェナ時代のこれらの論稿には、市民社会についてのヘーゲルのイメージがいきいきと展開されている。

II

上記の三つの論稿において、ヘーゲルの経済学的論究は、労働の社会的発展と技術的發展とを主題としている。そして、この両者は密接に関連しており、たがいに他の発展を促進しあうものとしてとらえられている。つまり、労働の技術的發展は、高度に發展した分業を前提するが、分業は技術の發展によっていっそう推進されるのである。本稿では労働の技術的發展、すなわち道具と機械の問題に焦点があわされるが、まずはじめに、ヘーゲルが労働の本質をいかに把握したかを、簡単に見ておこう。

上記の三つの論稿も労働の本質について言及しているが、これをもっともまとまった形で述べているのは『精神現象学』(1807年)であろう。ヘーゲルはそこで、彼の「ロビンソン物語」(ルカーチ)たる「主と僕」の弁証法を展開し、(主の)欲求と(僕の)労働とを比較しつつ、つぎのように述べている。「欲求(Begierde)は対象の全き否定と、これによる混じりけのない自己感情とを自分の手に残している。がしかし、だからこそこの満足

(4) *Ibid.*, §245.

(5) G. Lukács, *Der junge Hegel*, 3. Aufl., Neuwied und Berlin, 1967, S. 409. なお、出口勇蔵編『経済学と弁証法』159頁以下を参照。

はそれ自身消え去るものにすぎない。というもそこには、対象的な面、つまり存立が欠けているからである。これに対し、労働は妨げられた欲求であり、保留された消失である。いいかえれば、労働は形成する (bilden)。ほかでもなく労働している人にどっては、対象は自立性をもっているのだから、対象に対する否定的関係は対象に形式を与えることになり、永続させることになる。この否定的な媒辞 (Mitte)、いいかえれば形式を与える行為は、同時に個別性であり、意識の純粹な自分だけの有である。そこでこの意識は労働しながら自分の外に出て、永続の場に入る。だからこのため、労働する意識は、自己自身としての自立的存在を直観するようになる⁽⁶⁾。ヘーゲルによれば、たんなる欲求の満足はその場かぎりで消失してゆくものにすぎないが、労働は形成する。しかもこの形成は二面的である。つまり、労働によって対象は今までの形式を否定されて新しい形式を獲得する。と同時に人間は労働によって直接性を捨て、自然のまま衝動的な生から脱け出すのである。というのは、人間は労働において対象の自立性、固有性に触れ、そのなかに入りこまなければならないが、その過程で対象の自立性に対する認識が深められ、さらには認識のための諸器官が形成されてゆくからである。ルカーチが評釈しているように、人類の発展、人間の人間としての形成、自然状態の社会化は労働によってのみ可能となる。発展は(主の)欲求にではなく、(僕の)労働にこそある。『講義 I』が、「個人は労働するものとして活動的であり、そして対象は止揚される。——両者の存立⁽⁸⁾」と記しているのも、以上の意味においてであると考えられる。

III

ところで、労働は道具という媒介物を通しておこなわれるから、ヘーゲルは『講義 I』で、労働とともに道具を「実践的の勢位 (Potenz)」として論じている。彼によれば、「道具は実存する (existierend) 理性的な媒辞であり、実践的過程の実存する普遍性である。それは受動的なものに対して活動的なものに現象するが、労働する人の側から見れば、それ自身受動的であり、また加工される物に対しては活動的である。道具は、そのなかで労働行為が存立するもの、労働する人と加工される物とからひとり取り残されるものであり、さらにそのなかでこの両者の偶然性が永遠化されているものである。だから、欲求する主体も欲求される対象も、ともに個別的なものとして生まれかつ滅びてゆくにすぎない

(6) Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, 6. Aufl., hrsg. von J. Hoffmeister, Hamburg, 1952, S. 148 f. 櫻山欽四郎訳『精神現象学』121頁以下。

(7) Vgl., Lukács, *op. cit.*, S. 407f. 出口編, 前掲書, 158頁以下参照。

(8) Hegel, *Jenenser Realphilosophie*, Bd. I, *Die Vorlesungen von 1803*•4, hrsg. von J. Hoffmeister, Leipzig, 1932, S. 221.

のに、道具は伝統のうちに伝えられるのである。⁽⁹⁾ この一節は、労働手段の意義についてのマルクスの規定を想起せしめるに足りるであろう。マルクスは労働手段を、「労働者の活動の伝導体」として把握し、またその遺物に「経済的諸時代」を区別する指標を見たのであった。⁽¹⁰⁾

ヘーゲルの道具観は、彼の哲学体系において重要な位置を占めている。「理性の狡智 (List der Vernunft)」とよばれる、かの名高い思想も、労働過程における道具の分析にその基盤をもつのである。⁽¹¹⁾ 『講義 I』から約 10 年ののちに書かれた『大論理学』(1812—6 年)によれば、「理性の狡智」とは、「目的が自己を客体との間接的な関係のなかにおき、自分と客体との間に他の客体を挿入すること」である。目的はいまや客体を引き出して手段とし、自分のかわりにこの客体に労役をやらせ、自分はその背後に超然と控えている。このかぎり、目的は手段に対して優越しているように見える。しかし、人間の目的は外的自然によって規定され、つねに有限な内容をもつにすぎない。しかもこの目的のなかにある「理性的知性」が保持されるのは、まさに「手段という外面的な他者」においてである。目的と手段の関連は転倒する。すなわち、「そのかぎりにおいて、手段は外的な合目的性の有限的目的よりも高次のものである」。道具についてのヘーゲルの規定は、『大論理学』において、さきに見た『講義 I』におけるそれよりも、いっそう明確になっている。『大論理学』にはよく知られているつぎの一節が含まれている。「例えば犁は、それによって獲得される結果であり、その目的であるところの直接的に享樂の対象であるようなものよりも尊い。直接的な享樂は消え去り忘れられるが、道具は残る。人間はたとえその目的の点で外的自然に従属するにしても、自分のもついろいろの道具によって外的自然に対して支配力を有する。⁽¹²⁾」

ヘーゲルの分析は問題の核心に迫っているといつてよいであろう。彼は、労働と道具を人間の実践の原形として把握し、彼以前の目的論におけるアポリア、すなわち因果性と目的原理との二律背反を止揚したのであった。⁽¹³⁾ レーニンが「ヘーゲルにおける史的唯物論の萌芽⁽¹⁴⁾」と書きのこしたのも、いうまでもなく『大論理学』の道具の分析にかんしてである。

(9) *Realphilosophie*, Bd. I, S. 221.

(10) マルクス『資本論』, 長谷部文雄訳, 第一部上冊, 334 頁以下.

(11) ヘーゲルは『講義 II』において、すでに List という言葉を用いている。—Vgl., Hegel, *Jenenser Realphilosophie*, Bd. II, Die Vorlesungen von 1805·6, hrsg. von J. Hoffmeister, Leipzig, 1931, S. 198 f.

(12) Hegel, *Wissenschaft der Logik*, Bd. II, 2. Aufl., hrsg. von G. Lasson, Hamburg, 1934, S. 397 f. 武市健人訳『大論理学』, 下巻, 244 頁以下.

(13) ヘーゲルにおける目的論の問題についてはルカーチが詳細に述べている。Vgl., Lukács, *op.cit.*, S. 420 ff. 出口編, 前掲書, 164 頁以下.

(14) 『レーニン全集』, 第 38 巻, 159 頁.

さて、道具によって労働そのものはいかなる変化を蒙るであろうか。『人倫の体系』によれば、労働主体と労働対象との間に道具が入りこむと、労働は個別的なものであることをやめなければならない。なぜなら、「労働の主体性は道具においてひとつの普遍的なものにまで高められている」からである。そして誰もが、この普遍的なものにならって同じように労働することができるのであるから、そのかぎり道具は「労働の恒常的な規準(Regel)」をもたらずものとなる。⁽¹⁵⁾ヘーゲルはここで、社会的な熟練(Geschicklichkeit)の成立について述べているのであろう。『講義I』にはつぎのように書かれている。「この普遍的なものは労働にとって真の本質である。そして自然的な未熟さは普遍的なものを習得することによって克服されなければならない。そして、個人の熟練と社会的な熟練とは相互に促進しあいながら発展してゆく。なぜなら、ひとたび社会的熟練が成立すれば、「個人はこれに対し、自分を特殊者として指定し、自分をそれから引きはなして、他人よりもより熟練し、よりすぐれた道具を発明しようとする」が、彼のこの特殊な熟練において「真に普遍的なもの」とは、やはり、「ひとつの普遍的なものの発明」でなくてはならないからである。こうして、「普遍的なものの発明」、すなわち道具の改良と社会的熟練の発展とは「直接に普遍的な財(Gut)」となるのである。⁽¹⁶⁾ヘーゲルは、『法哲学』において、人間における欲望の多様化と拡大の「現実の源泉」として、「他人と同等でありたいという要求」、つまり「模倣」と、「ひときわ際立ったものによって幅をきかせたいという……特殊性の欲求」とを挙げているが、⁽¹⁷⁾ここでも同じ理由によって社会的生産力の発展が説かれているのである。彼は、自立的な生産者の間の競争によって、道具と社会的熟練との発展がおこなわれてゆく、と考えているのである。

IV

前節で見たように、道具に対してヘーゲルはきわめて高い評価を与えている。しかし彼は、『講義II』において、「人間は理性的なるがゆえに道具をつくる。道具は人間の意志の最初の外化である。けれどもこの意志はまだ抽象的な意志である」と書き加えている。⁽¹⁸⁾このことは、ヘーゲルが労働や道具というより簡単な範疇から、分業や機械という、より複雑かつ具体的な範疇へと上向しようとしていることを示す。市民社会の経済活動において、

(15) Hegel, *System der Sittlichkeit*, hrsg. von G. Lasson, Hamburg, 1967, S. 20.—ちなみに、本書の頁数に408を加えれば、Hegel, *Schriften zur Politik und Rechtsphilosophie*, 2. Aufl., 1923の頁数となる。

(16) *Realphilosophie*, Bd. I, S. 236 f.

(17) *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, § 193.

(18) *Realphilosophie*, Bd. II, S. 197.

労働は分業に、道具は機械に転じるのである。⁽¹⁹⁾

さて、ヘーゲルは分業による労働の抽象化から機械を導き出しているが、その過程は『講義Ⅱ』のつぎの一節にもっとも明快に説かれている。分業においては、「人間の労働行為がそれ自身がまったく機械的になる。いいかえればそれは単純な規定性に従属する。けれどもこの規定性が抽象的になればなるほど、人間はそれだけ抽象的に活動するにすぎぬものとなり、このことによって人間は自分を労働から引き出し、自分の活動のかわりに外的自然の活動をあてることができるようになるのである。彼はたんなる運動を必要とするだけで、これを彼は外的自然のなかに見出す。純粹な運動とは、いいかえれば、まさに時間と空間という抽象的形式の関係である。——これが抽象的な外的活動、すなわち機械である⁽²¹⁾」。分業による労働の抽象化は、「水力、風力、蒸気」などの自然力に対する人間の認識の深化と利用とを可能にし、これによって、「道具は機械へ移行する⁽²²⁾」のである。ヘーゲルの機械のとらえ方を、マルクスの綿密なそれと比較するとき、前者の不充分さないし欠陥はおのずとあきらかである。けれども、本来の意味での機械は18世紀も末葉に至って登場したのであって、彼の考察が、まさに機械が登場しつつある渦中でなされていること、さらにドイツのおくれた社会的経済的状況が彼の認識に大きな制約を課していたであろうことが忘れられるべきではない。

ところで、ヘーゲルの三つの論稿において特徴的なことは、道具に対する高い評価と機械に対するきわめて否定的な評価とである。両者はまことに対照的である。すでに見たよ

(19) 『講義Ⅱ』の区分にしたがえば、精神哲学は、第1部「主観的精神」、第2部「現実的精神」、第3部「国家構成」からなる。これまで見てきた労働や道具の問題は第1部で、市民社会の経済活動の具体的な内容をなす分業や機械の問題は第2部で扱われている。なお、金子武蔵氏によれば主観的精神とは「『自然状態』に於ける意志」すなわち「社会的国家的制約を捨象することによって生ずる個人意志」を、現実的精神とは「共同体の拘束のもとに働く個人意志」すなわち「社会的意志」を意味する。——金子武蔵『ヘーゲルの国家観』1944年、279頁。

(20) ヘーゲルは、社会的分業と作業場内分業とを明確に区別していない。彼における分業概念の混乱については、細見英、前掲論文、208頁を参照。なお、本稿で取り上げるのでできなかった、分業、価値、貨幣などにかんするヘーゲルの見解については、山中隆次「初期ヘーゲルの市民社会観」『一橋論叢』、第35巻第2号、1956年；芝田進午「ヘーゲルにおける労働の問題」『思想』、第350号、1953年を参照。前者では、ヘーゲルの市民社会にたいする基本的な見方がよく整理されており、後者は道具や機械の問題にもふれている。

(21) *Realphilosophie*, Bd. II, S. 215.

(22) *System der Sittlichkeit*, S. 26.

(23) マルクスの機械論については、『資本論』第1部第4篇第13章を参照。マルクスによれば、機械の出発点は労働ではなくして労働手段であり、また、機械にとって動力の種類如何はさしあたって本質的な条件ではない。

(24) マルクス『哲学の貧困』、高木佑一郎訳、国民文庫版、185頁。

うに、道具において、人間の労働は個別性を脱して普遍性へと高まってゆく。なるほど道具は、対象に対する人間の直接的な破壊作用を免除してくれるが、そこにおいてはまだ、「彼の形式的なもの」「彼の活動」そのものは残っている。社会的熟練が発展するのも道具を媒介にしてのことであつた。ところが、ヘーゲルによれば、機械の出現とともに人間の労働には質的な変化がおこる。『講義 I』は機械が人間の労働に与える影響をつぎのように描写している。「機械においては、人間はみずから彼のこの形式的な活動を廃棄し、機械をしてまったく自分のために労働せしめる。けれども人間が自然に対して強制する……かの偽瞞 (Betrug) は彼自身に復讐する。……彼が自然を抑圧すればするほど、彼自身の価値が低くなるのである。人間はいろいろな機械によって自然を働かせることにより、自分の労働行為の必要性を廃棄しはせず、それを延期し (hinausschieben)、自然から遠ざけるだけである。かくして彼は、生き生きとした自然に生き生きと立ち向かうことがなくなる。この (労働という——引用者) 否定的な生命性 (Lebendigkeit) は失われ、彼に残された労働行為そのものが機械的になる。人間は全体に対してのみ労働の必要性を減少させるが、個人に対してはそうではなく、むしろ増大させるのである。というのは労働が機械的になればなるほど、それだけ労働の価値は減少し、かくして人間はますます労働しなければならぬからである」⁽²⁵⁾。ヘーゲルはここで機械による労働の絶対的否定、非人間化の事実を暴露しているのである。彼はまた別のところで、スミスのピン・マニュファクチュアの例を引用し、つぎのように述べている。「しかし、生産量が増大するに比例して、労働の価値は下落する。労働はそれだけ絶対的に不毛 (toter) になり、機械労働となる。個人の熟練はそれだけ無限に限られたものとなり、工場労働者の意識は最低の鈍麻 (Stumpfheit) にまで引き下げられる」⁽²⁶⁾。

ヘーゲルは、ここで、おそらく、イギリスにおける産業革命の急激な進展と、とくに、これともなうラドイツの運動を思い浮べつつ筆を進めているのであろう。分業と機械とによって労働が絶対的に不毛になると説くヘーゲルの叙述はリアルであり、異様な迫力をそなえている。マルターゼが、「叙述の調子や情熱はいちじるしくマルクスの『資本論』⁽²⁷⁾を思わせるものがある」と書いたのも無理のないところであるし、ヘーゲルの叙述のうち資本制的階級社会の予感を読みとることも決して不可能ではない。しかし、それにもかかわらず、機械による労働の否定を強調する彼の叙述のうちには、機械を採用する主体への言及がまったくないことが見落されてはならない。それを欠いているために、彼におい

(25) *Realphilosophie*, Bd. I, S. 237.

(26) *Ibid.*, S. 239.

(27) H. Marcuse, *Reason and Revolution*, Paperback ed., Boston, 1960, p. 79. 榊田・中島・向來訳『理性と革命』, 88頁.

ては、労働力の価値を減少させるために、資本によって機械が採用されるのではなく、機械が登場するがために、「労働の価値」が減少するのである。機械とそれによる労働の否定は、人間の本質たる欲望の多様化と拡大、すなわち便利さ、快適さへのあくことない志向の必然的帰結である。ヘーゲルは生産過程における搾取の事実を把握しえず、したがって、機械の技術的機能と社会的機能——機械の資本制的充用の意義とを区別しえなかった⁽²⁸⁾のである。

V

ここでもう一度、本稿第1節で引用した『法哲学』の一節をふりかえってみよう。「特殊の労働の個別化と制限」という指摘の意味するところは、これまでの考察ではほぼあきらかとなったであろう。ヘーゲルはこの規定によって、分業と機械の発展による労働の非人間化、自然状態への人間の逆もどりを意味したのであり、その描写は、三つの論稿において、『法哲学』におけるよりもはるかに具体的である。それでは、「特殊の労働の個別化と制限」という事実と切りはなしえないものとされていた貧富の分裂の指摘についてはどうか。『法哲学』の一節において指摘されていたのは、分業は人間と生産方法との「普遍化」であると同時に「個別化」である、という事実すぎなかったが、この点は三つの論稿においてはどのように把握されているであろうか。

『講義II』は、人間においては欲望の多様化と趣味の洗練への志向が無限であることを指摘しつつ、貧富の分裂についてつぎのような叙述をおこなっている。「労働の単純化や別種の機械の発明などをめざす努力は絶え間がない。——個人の熟練は彼の生存を保つための可能性である。それは全体の完全な混乱や偶然にさらされている。それ故、多くの人々が、まったく感覚を麻痺させてしまうような・不健康な・危険な・個人の熟練を制限する・工場労働やマニファクチュア労働、鉱山作業などにつき落されているのである。また、流行が変化したり、他国における新しい発明によって生産物の価格が下落したりするために、一大階級の人々(eine große Klasse Menschen)を支えていた産業の諸部門が急に干上

(28) いうまでもなく、資本制社会においては、機械は何よりもまず「剰余価値を生産するための手段」である。——マルクス『資本論』、長部訳、第1部下冊、610頁。なお、ヘーゲルの経済学研究的学説史的意義については、大野精三郎「ヘーゲルにおける古典派経済学の把握」『経済研究』、第7巻第4号、1956年；同氏稿「ヘーゲルと古典派経済学」『経済研究』、第8巻第3号、1957年を参照。

(29) この点について、ヘーゲルはたとえばつぎのように書いている。「着物の織り方や家具の様式は恒常的なものではない。その変化は本質的かつ理性的なのであって、ひとつの流行のもとにとどまっていたり、個々の形式において何か変らないものを主張しようとするよりもはるかに理性的である」。——*Realphilosophie*, Bd. II, S. 232.

がってしまう。こうして全民衆は救いがたい貧困にゆだねられている。巨大な富と極度の貧困——なにもをも産み出しえないような貧困との対立があらわになる⁽³⁰⁾。「富と貧困とのこのような不平等、このような貧困と窮乏とは、意志の極度の分裂、内面的な激昂(Empörung)と憎悪とにかわってゆく⁽³¹⁾」。これらの文章は、「巨大な富と極度の貧困」の対立、「意志の極度の分裂」状態を、『法哲学』におけるよりもはるかにリアルに描き出しているが、そこに至る過程の必然性はいかに把握されているであろうか。ヘーゲルはつぎのように書いている。「富の蓄積は一面では偶然を通して、他面では分配による普遍性(die Allgemeinheit durch die Verteilung)を通して生じてくる。……持てる者には与えられる。営業活動は多面的な組織に発展して、小規模の企業では利用することができないようなさまざまな分野において利益を手に入れる。いいかえれば、労働の極度の抽象化がますます個別的な仕事にまで入りこんでゆき、ますます広い領域をとらえてゆくのである⁽³²⁾」。見られるように、ヘーゲルはここで、「富の蓄積」の要因として、「偶然」と「分配」とを指摘⁽³³⁾、さらに「営業活動」と「労働の抽象化」とを挙げているだけで、これ以上の展開をほとんどおこなっていない。これらの要因は、人間の連関と生産方法とにおける「普遍化」と「個別化」という、『法哲学』における指摘を、内容的に超えるものではなく、貧富の分裂に至る過程の必然性の把握としてはいちじるしく具体性を欠いている。ヘーゲルは資本を把握しえず、資本制社会への転化にかんして、「大きな力は小さな力を引き寄せ⁽³⁴⁾」「持てる者には与えられる」というイメージをもちながらも、これを論理化しえなかったのである。われわれは、ヘーゲルがここで把握したものは、あくまで貧富の対立であって、労働と資本のそれではなかったことを銘記しておかなくてはならない。

VI

これまで見てきたところで、『法哲学』における「特殊的労働の個別化と制限」や貧富の分裂についてのヘーゲルの指摘が、市民社会についてのいかなるイメージにもとづいているかがほぼあきらかとなったであろう。さいごに私は、再び労働そのものの問題に立ちかえり、彼の労働観の特徴——つまり、彼にとって労働とは何であったか、という問題について見ておこう。

分業と機械とによる人間の労働の否定という指摘についてはすでに見てきたところであ

(30) *Ibid.*

(31) *Ibid.*, S. 233.

(32) *Ibid.*, S. 232 f.

(33) 同じ問題について、『人倫の体系』では、「自然的不平等」と「営業」とが指摘されている。——*System der Sittlichkeit*, S. 83.

(34) *Realphilosophie*, Bd. II, S. 232.

るが、この点をもう少し詳しく見ることにしよう。「講義Ⅱ」は、同じ問題についてつぎのようにも述べているのである。分業と機械とにおいては、「人間の労働はこのような抽象的な労働であるから、彼は抽象的な自我 (Ich) として、いいかえれば物のあり方に従ってふるまうのであって、ある大きな領域 (Umfang) を支配し、それに対して主人であるような・包括的な (umfassend) ・豊かな・思慮深い精神としてふるまうのではない⁽³⁵⁾。あるいはつぎのようにも述べられている。「それ (人間の労働——引用者) は労働の抽象化によって、より機械的に、より鈍麻に、より没精神的に (geistloser) なる。精神的なもの、すなわちこの充たされた自己意識の生命は虚しい行為となる。自我の力は豊かな包括 (Umfassen) のうちに存在するのであるが、これは失われてしまう。……彼の鈍麻した労働行為は、彼をある一点に制限し、⁽³⁶⁾ そうして労働は一面的になればなるほど、それだけ完全になるのである」

これらの文章は、機械の登場によってその生命を奪われてしまう労働が、本来どのようなものであったかを示している。「ある大きな領域を支配し、それに対して主人であるような・包括的な・豊かな・思慮深い精神」「この充たされた自己意識の生命」そして「豊かな包括」——といった表現によってヘーゲルが考えていたものこそ、まさに自立的な生産者の熟練労働にはかならない。これまでの叙述において、ヘーゲルが機械について語る時、きまって熟練の制限ないし否定にふれていたことが想起されるであろう。また、人間が道具を用いつつ労働することは、自分の個別性と直接性を脱却し、自然に対する彼の支配力を拡大し、普遍的な法則への認識を深めていく過程を意味することについてもすでに見たところであるが、ヘーゲルにとって、このような労働は人間一般の労働であるよりか、むしろ、自立的な生産者の熟練労働であった。そしてかならずこのような労働こそ、⁽³⁷⁾ 彼によれば、「普遍的なもの」であり、「理性的性質 (Vernünftigkeit)」を具えるものであった。

ヘーゲルのこのような労働観は、『法哲学』においては「教養 (Bildung)」という規定を受け取り、いっそう明確になっている。教養とは、一面では、「自己を意識しない……受動的な状態」が、他面では、「知識と意志の未熟な状態、すなわち精神がはまりこんでいる直接性と個別性」が克服されてゆくことであって、それは、「人倫の……主体的な実体性に到達するための絶対的な通過点」⁽³⁸⁾ である。そして、以上の規定からあきらかなように、このような教養は労働を通して獲得されるほかはないものであり、むしろ Bildung と

(35) *Realphilosophie*, Bd. II, S. 215.

(36) *Ibid.*, S. 232.

(37) *Realphilosophie*, Bd. I, S. 236.

(38) *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, § 187.

は「形成する (biIden)」労働そのものにほかならない。ヘーゲルはここで熟練労働者についてつぎのように述べている。「未熟な者は自分自身の行為を意のままにすることができないから、いつも自分の望んだものとはなにかしら違ったものを作り出す。ところが熟練者と呼ばれる労働者は、物があるべきとおりに作り出し、目的に向かっての主体的行動においてなんら手こずることがない⁽³⁹⁾」。『大論理学』が指摘していたように、人間の目的は外的自然によって制約されているけれども、すぐれた技能の持ち主は、表象された目的の実現において、決して誤まることがないであろう。そしてこのことこそ、まさに自然に対する彼の支配力を示すものである。

こうして、ヘーゲルの労働にかんする基本的なイメージがほぼあきらかとなったであろう。個々の自立的な生産者が、道具を用いつつ、こつこつと労働に励み、その対象に自己の全生命を注ぎこみ、これによって自己の「否定的な生命性」を実証するような情景、さらに彼らがたがいに、そのようなものとしての自己の生産物を交換しあうような情景を思い浮べつつ、ヘーゲルは彼の労働観をつくり上げたのであろう。だからこそヘーゲルはつぎのように書いているのである。「α) 労働において私は私を直接に物にし、有であるところの形式にする。β) 同じく私はこの定在を譲渡し (entäußern), これを私に疎遠 (fremd) なものとし、しかもそのなかに自分を保持するのである⁽⁴⁰⁾」。そしてこの限り、市民社会はヘーゲルによって積極的に評価されるのである。

ところが、ヘーゲルの認識によれば、自立的な生産者が分業と交換とを媒介として結合するところの市民社会は、その発展において必然的に、「特殊の労働の個別化と制限」と「巨大な貧と極度の貧困」とをとともう「階級社会」へと転化せざるをえないのであった。しかも彼は、機械労働に束縛された「一大階級の人々」の胸中に、「内面的な激昂と憎悪」の念さえ醸成されるであろうと予想していた。しかしながら、彼は貧富の分裂にいたる過程の必然的論理を把握しえなかったから、「一大階級の人々」の機械労働に対しては、もっぱら否定的に臨むばかりである。ここで『精神現象学』の論理を想起すれば、意識の発展は(僕の)労働においてこそおこなわれるはずである。とすれば、ヘーゲルは「一大階級の人々」の機械労働に、否定を肯定に転ずる何ものかを見てしかるべきではなかったか。しかし、おそらくヘーゲルには、「一大階級の人々」の「絶対的に不毛な」機械労働はいかなる発展の契機をも蔵しえないものと思われたのであろう。こうしてヘーゲルの主たる関心は、「一大階級の人々」の「内面的な激昂と憎悪」の念を、「構成員全体の非利己的

(39) *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, hrsg. von G. Lasson, 2. Aufl., 1921, Zusatz zu § 197.

(40) *Realphilosophie*, Bd. II, S. 217.

な目的⁽⁴¹⁾』という理想のために努力するよう市民社会の成員に奨励するところの「イデオロギー的な機関⁽⁴²⁾』としての職業団体によって、さらには国家の統治によって緩和し、慰撫⁽⁴³⁾することに向けられてゆくのである。

(41) *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, § 253.

(42) Marcuse, *op. cit.*, p. 213. 榊田他訳, 前掲書, 237 頁.

(43) ヘーゲルが、国家と市民社会の基本的な関係をどのように考えていたかという問題については、私はすでに論じたことがある。——「ヘーゲル国家論の基本性格」『一橋論叢』第 16 卷第 3 号, 1969 年参照.